

再生可能エネルギー100%ふじっぴー使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県（以下「県」という。）における再生可能エネルギー由来の電気（以下「再エネ電気」という。）の利用を広く呼びかけるため、再生可能エネルギー100%ふじっぴー（以下「再エネ100%ふじっぴー」という。）を県機関以外の者が、使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(再エネ100%ふじっぴー)

第2条 再エネ100%ふじっぴーは、次のいずれかのデザインを使用する。



(使用許可の申請等)

第3条 再エネ100%ふじっぴーを使用しようとする者は、あらかじめ、再生可能エネルギー100%ふじっぴー使用許可申請書（様式第1号）を静岡県くらし・環境部環境局環境政策課（以下「環境政策課」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用許可)

第4条 県は、前条の規定による申請があった場合において、その内容が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合を除き、再エネ100%ふじっぴーの使用を許可するものとする。

- (1) 再エネ100%ふじっぴーの品位を傷つけ、又は再エネ電気の利用の正しい理解の妨げになるようなとき
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのあるとき
- (3) その他、再エネ100%ふじっぴーの使用について不相当と認めるとき

2 前項に定める許可は、再生可能エネルギー100%ふじっぴー使用許可書（様式第2号）をもって行うものとする。

(無償使用)

第5条 再エネ100%ふじっぴーの使用は、無償とする。

(マーク加工の注意点)

第6条 再エネ100%ふじっぴーの使用許可を受けた者は、「静岡県イメージキャラクター「ふじっぴー」使用マニュアル」の「3使用上の注意」の「★不適当な使用方法」の規定を遵守することとする。

(許可の取消し)

第7条 県は、再エネ100%ふじっぴーの使用がこの要領及び許可の内容に違反していると認められるときは、当該許可を取り消すことができる。

2 前項に定める許可の取消しは、再生可能エネルギー100%ふじっぴー使用許可取消書(様式第3号)をもって行うものとする。

3 第1項の規定により許可を取り消された者は、再エネ100%ふじっぴーを使用してはならない。

(使用の廃止)

第8条 使用者は、再エネ100%ふじっぴーの使用を終了したとき若しくは、再エネ100%電気プランに係る電力需給契約を終了した場合は、再生可能エネルギー100%ふじっぴー使用廃止届出書(様式第4号)を環境政策課に提出するものとする。

(法的責任)

第9条 県は、再エネ100%ふじっぴーの使用者の活動について、いかなる責任も負わない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、再エネ100%ふじっぴーの取扱いについて必要な事項は、別途定める。

附則

この要領は、令和3年11月30日から施行する。